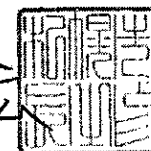


札幌市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和7年12月26日

札幌市長

秋元克広



札幌市規則第68号

札幌市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

札幌市営住宅条例施行規則（平成9年規則第41号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第2号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
（利便性係数） 第25条の2 （略）	（利便性係数） 第25条の2 （略）

改正前	改正後
2 (略) (1) 次の算式により算定した数値 $0.15 - \frac{C - A}{B - A} \times 0.3$ この算式において、A、B及びCは、それぞれ次に定める額とする。 A 市営住宅の敷地（市営住宅の存する区域の状況を勘案して当該区域を複数の区画に区分することが適当であると市長が認めるものにあつては、当該区分された区画ごとの敷地。以下この号において同じ。）に係る1平方メートル当たりの固定資産税評価額相当額（地方税法（昭和25年法律第226号）第388条第1項に規定する固定資産評価基準に従い、市営住宅の敷地の価格に相当するものとして算出する額をいう。以下同じ。）のうち最も低額であるもの B・C (略)	2 (略) (1) 次の算式により算定した数値 $0.15 - \frac{C - A}{B - A} \times 0.3$ この算式において、A、B及びCは、それぞれ次に定める額とする。 A 市営住宅の敷地（市営住宅の存する区域の状況を勘案して当該区域を複数の区画に区分することが適当であると市長が認めるものにあつては、当該区分された区画ごとの敷地。以下この号及び次号において同じ。）に係る1平方メートル当たりの固定資産税評価額相当額（地方税法（昭和25年法律第226号）第388条第1項に規定する固定資産評価基準に従い、市営住宅の敷地の価格に相当するものとして算出する額をいう。以下同じ。）のうち最も低額であるもの B・C (略)

改正前	改正後
(2) (略) (3) 次のア及びイに掲げる市営住宅のエレベーターの設置に係る区分に応じ当該ア及びイに定める数値 ア (略) イ 当該市営住宅がエレベーターの設置されていない市営住宅の3階以上に存する場合 0.02	(2) 次のアからウまでに掲げる最寄駅等までの距離（市長が別に定めるところにより算定した当該市営住宅の敷地から最寄りの本市が経営する高速電車の駅、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第10条第2項に規定する軌道運送事業を実施する者が経営する電車の停留所又は北海道旅客鉄道株式会社が鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する車両の駅までの距離をいう。）の区分に応じ当該アからウまでに定める数値 ア 400メートル以内 -0.08 イ 400メートルを超え、800メートル以内 -0.04 ウ 800メートル超 0 (3) (略) (4) 次のアからエまでに掲げる市営住宅のエレベーターの設置に係る区分に応じ当該アからエまでに定める数値 ア (略) イ 当該市営住宅がエレベーターの設置されていない市営住宅の3階に存する場合 0.02

改正前	改正後
3 (略) (家賃の減額又は免除の基準) 第29条 市長は、条例第14条(条例第20条第2項又は第23条第3項(同条第1項の家賃について準用する場合に限る。))において準用する場合を含む。)の規定により家賃の減額を受けようとする者の収入(別に定める算出方法によりその者の収入として市長が認定した額をいう。ただし、過去1年間において、病	ウ 当該市営住宅がエレベーターの設置されていない市営住宅の4階に存する場合 0.03 エ 当該市営住宅がエレベーターの設置されていない市営住宅の5階に存する場合 0.04 (5) 次のア及びイに掲げる市営住宅の区分に応じ当該ア及びイに定める数値 ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第30条第1項第1号の建築物エネルギー消費性能誘導基準を勘案して市長が別に定める基準を満たす市営住宅 -0.07 イ ア以外の市営住宅 0 3 (略) (家賃の減額又は免除の基準) 第29条 市長は、条例第14条(条例第20条第2項又は第23条第3項(条例第23条第1項の家賃について準用する場合に限る。))において準用する場合を含む。)の規定により家賃の減額を受けようとする者の収入の額(別に定める算出方法によりその者の収入として市長が認定した額(以下この項及び第3項第2号

改正前	改正後								
気、災害その他の特別の事情により支出した費用がある場合は、当該認定した額から当該費用として市長が認めた額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）が74,000円以下であるときは、家賃の額から次の表の左欄に掲げる収入の区分に応じてそれぞれ右欄に定める額（当該右欄に定める額を家賃の額から減額した金額が4,200円未満となるときは、当該金額が4,200円となる額）を減額するものとする。この場合において、減額する額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。	において「収入認定額」という。）をいい、過去1年間において、病気、災害その他の特別の事情により支出した費用がある場合は、当該収入認定額から当該費用として市長が認めた額を控除した額をいう。）が生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準を勘案して市長が別に定める額以下であるときは、家賃の額から市長が別に定める収入の額の区分に応じ、それぞれ当該家賃の額に次に掲げる割合を乗じて得た額（当該額を家賃の額から減額した金額が4,200円未満となるときは、当該金額が4,200円となる額）を減額するものとする。この場合において、減額する額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>入居者の収入</th><th>減額する額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28,000円以下の場合</td><td>家賃の額に100分の60を乗じて得た額</td></tr> <tr> <td>28,000円を超え43,000円以下の場合</td><td>家賃の額に100分の40を乗じて得た額</td></tr> <tr> <td>43,000円を超え58,000円以下</td><td>家賃の額に100分の20を乗じ</td></tr> </tbody> </table>	入居者の収入	減額する額	28,000円以下の場合	家賃の額に100分の60を乗じて得た額	28,000円を超え43,000円以下の場合	家賃の額に100分の40を乗じて得た額	43,000円を超え58,000円以下	家賃の額に100分の20を乗じ	(1) 100分の60 (2) 100分の40 (3) 100分の20 (4) 100分の10
入居者の収入	減額する額								
28,000円以下の場合	家賃の額に100分の60を乗じて得た額								
28,000円を超え43,000円以下の場合	家賃の額に100分の40を乗じて得た額								
43,000円を超え58,000円以下	家賃の額に100分の20を乗じ								

改正前		改正後
の場合	て得た額	
58,000円を超え74,000円以下	家賃の額に100分の10を乗じ	
の場合	て得た額	

2 市長は、前項の規定にかかわらず、入居者が生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下「改正中国残留邦人等支援法」という。）附則第4条第1項に規定する支援給付並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項及び第2項に規定する支援給付を含む。以下「支援給付」という。）を受けている場合において、家賃の額が生活保護法第14条に規定する住宅扶助又は中国残留邦人等支援法第14条第2項	2 市長は、前項の規定にかかわらず、入居者が生活保護法に基づく保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下「改正中国残留邦人等支援法」という。）附則第4条第1項に規定する支援給付並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項及び第2項に規定する支援給付を含む。以下「支援給付」という。）を受けている場合において、家賃の額が生活保護法第14条に規定する住宅扶助又は中国残留邦人等支援法第14条第2項第2号（改正中国残留邦人等支
---	---

改正前	改正後
第2号（改正中国残留邦人等支援法附則第4条第2項において準用する場合を含む。）に規定する住宅支援給付の支給の限度額を超えるときは、家賃の額から当該住宅扶助又は住宅支援給付の支給の限度額を超える額を減額するものとする。	援法附則第4条第2項において準用する場合を含む。）に規定する住宅支援給付の支給の限度額を超えるときは、家賃の額から当該住宅扶助又は住宅支援給付の支給の限度額を超える額を減額するものとする。
3 （略） (1) （略） (2) 病気、災害その他の特別の事情により支出した費用がある場合で当該費用が入居者の収入と同程度以上であるとき。 (3) （略）	3 （略） (1) （略） (2) 病気、災害その他の特別の事情により支出した費用がある場合で当該費用が入居者の収入認定額と同程度以上であるとき。 (3) （略）
4 （略） （駐車場の使用料の減額若しくは免除又は徴収猶予の申請及び決定）	4 （略） （駐車場の使用料の減額若しくは免除又は徴収猶予の申請及び決定）
第53条の6 （略）	第53条の6 （略）
2 （略） (1) （略） (2) （略） ア・イ （略）	2 （略） (1) （略） (2) （略） ア・イ （略）

改正前	改正後
ウ 家賃の減額を受けている者で第29条第1項に規定する収入が28,000円以下であるものであること又は家賃の免除を受けている者であること。 (3) (略) 3 (略) 様式13 (略) 注) 納付する額の最低額は<u>3,500円</u>となります(ただし、免除の場合を除く。) (略) 備考 (略)	ウ 第29条第1項若しくは第4項の規定による家賃の減額を受けている者(同条第1項に規定する収入の額が、同項第1号に掲げる割合について同項の規定により市長が別に定める収入の額の区分の額である者に限る。)であること又は同条第3項若しくは第4項の規定による家賃の免除を受けている者であること。 (3) (略) 3 (略) 様式13 (略) 注) 納付する額の最低額は、<u>4,200円</u>となります(ただし、免除の場合を除く。) (略) 備考 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、様式13の改正に係る部分は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第25条の2第2項、第29条及び第53条の6第2項第2号ウの規定は、令和8年4月以後の月分に係る家賃の決

定若しくは減額又は駐車場の使用料の免除について適用し、同月前の月分に係る家賃の決定若しくは減額又は駐車場の使用料の免除については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の日の前日から引き続き市営住宅に入居している者の次の表の左欄に掲げる年度の家賃に係る利便性係数（札幌市営住宅条例施行規則第25条の2第1項に規定する利便性係数をいう。以下同じ。）については、それぞれ、新利便性係数（改正後の同条第2項の規定を適用するものとした場合の利便性係数をいう。）と旧利便性係数（改正前の同項の規定を適用するものとした場合の利便性係数をいう。以下同じ。）との差が同表の右欄に掲げる数値を超える場合においては、改正後の同項の規定にかかわらず、旧利便性係数に同欄に掲げる数値を加えて得た数値とする。

令和8年度	0.03
令和9年度	0.06
令和10年度	0.09